

## 賃貸住宅の賃貸借に関する紛争を取り扱うADR機関一覧

令和3年6月末現在

名称	取扱業務	住所	電話番号	住所	取扱業務
札幌弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	札幌市中央区北一丁目10番地	011-257-7710	札幌市中央区北一丁目10番地	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)
札幌司法書士会ADRセンター*	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)	札幌市中央区北一丁目10番地	011-272-0090	札幌市中央区北一丁目10番地	民事に関する紛争(全般)
行政書士会弁護士会紛争解決センター*	敷金返還等に関する紛争 民事に関する紛争(全般)	札幌市中央区北一丁目10番地	011-22-1221	札幌市中央区北一丁目10番地	民事に関する紛争(全般)
青森県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)	青森市長島3丁目1番地	017-776-5398	青森市長島3丁目1番地	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)
岩手弁護士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	盛岡市大通1丁目2番	019-65-5095	盛岡市大通1丁目2番	民事に関する紛争(全般)
宮城県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)	仙台市青葉区春日町8番地	022-263-6755	仙台市青葉区春日町8番地	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)
行政書士ADRセンター・宮城*	民事に関する紛争(全般)	仙台市青葉区宮町3丁目3番5号	022-297-9701	仙台市青葉区宮町3丁目3番5号	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)
仙台弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	仙台市青葉区一番町2丁目1番18号	022-223-1005	仙台市青葉区一番町2丁目1番18号	不動産賃貸借に関する紛争
秋田県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)	秋田市山王6丁目3番地	018-824-0187	秋田市山王6丁目3番地	民事に関する紛争(全般)
山形県弁護士会弁護士会紛争センター*	民事に関する紛争(全般)	山形市七日町1丁目1番10-NANAEANS 6階	023-633-5648	山形市七日町1丁目1番10-NANAEANS 6階	民事に関する紛争(全般)
山形県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)	山形市小白山町1丁目16番2号	023-623-7054	山形市小白山町1丁目16番2号	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)
福島県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	福島市山下町1番24号	024-534-2314	福島市山下町1番24号	民事に関する紛争(全般)
福島県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)	福島市新潟6丁番28号	024-534-7502	福島市新潟6丁番28号	民事に関する紛争(全般)
茨城県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)	水戸市五ヶ町1丁目1番16号	029-225-0111	水戸市五ヶ町1丁目1番16号	民事に関する紛争(全般)
栃木県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	宇都宮市明徳町11番6号	028-689-9000	宇都宮市明徳町11番6号	民事に関する紛争(全般)
栃木県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)	宇都宮市幸町1番1号	028-614-1122	宇都宮市幸町1番1号	民事に関する紛争(全般)
群馬県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	前橋市大手町3丁目6番6号	027-234-9321	前橋市大手町3丁目6番6号	民事に関する紛争(全般)
埼玉県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)	さいたま市浦和区高砂3丁目1番5号	048-865-6600	さいたま市浦和区高砂3丁目1番5号	民事に関する紛争(紛争の額が140万円以下)
埼玉弁護士会示談センター*	民事に関する紛争(全般)	さいたま市浦和区高砂2-1浦和駅のバーレッサ1階	048-710-5666	さいたま市浦和区高砂2-1浦和駅のバーレッサ1階	民事に関する紛争(全般)
行政書士ADRセンター・埼玉*	民事に関する紛争(全般)	千葉市美浜区幸町2丁目2番号	043-246-2666	千葉市美浜区幸町2丁目2番号	民事に関する紛争(全般)
千葉県司法書士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	千代田区霞が関1丁目3番2号弁護士会館2階	03-358-0011	千代田区霞が関1丁目3番2号弁護士会館2階	民事に関する紛争(全般)
東京弁護士会紛争センター	民事に関する紛争(全般)	千代田区霞が関1丁目3番3号弁護士会館1階	03-359-8588	千代田区霞が関1丁目3番3号弁護士会館1階	民事に関する紛争(全般)
第一東京弁護士会紛争センター	民事に関する紛争(全般)	千代田区霞が関1丁目3番3号弁護士会館9階	03-358-2249	千代田区霞が関1丁目3番3号弁護士会館9階	民事に関する紛争(全般)
東京司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(全般)	新宿区西早稲田4丁番37号	03-335-3844	新宿区西早稲田4丁番37号	民事に関する紛争(全般)
行政書士ADRセンター・東京*	民事に関する紛争(全般)	目黒区青葉台3丁目1番6号行政書士会館	03-5489-7441	目黒区青葉台3丁目1番6号行政書士会館	民事に関する紛争(全般)
I-L-Cセナタ*	民事に関する紛争(全般)	文京区本郷1丁目13番7号ハイツ402号室	03-6277-7384	文京区本郷1丁目13番7号ハイツ402号室	民事に関する紛争(全般)
独立行政法人 国民生活センター紛争解決委員会	重要消費者(消費者と事業者との間で起る紛争のうち、その解決が全国的に重要なもの)	港区虎ノ門16号ビル22号	03-5475-1919	港区虎ノ門16号ビル22号	民事に関する紛争(全般)
神奈川県弁護士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	横浜市中央区日本大通港地	045-21-7716	横浜市中央区日本大通港地	民事に関する紛争(全般)
行政書士ADRセンター・神奈川*	民事に関する紛争(全般)	横浜市中区吉浜町1番地	045-64-1312	横浜市中区吉浜町1番地	民事に関する紛争(全般)
行政書士ADRセンター・神奈川*	民事に関する紛争(全般)	横浜市中区元永町3丁目2番15号	045-577-6312	横浜市中区元永町3丁目2番15号	民事に関する紛争(全般)
新潟県弁護士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	新潟市中央区学校町通1番地	025-222-5513	新潟市中央区学校町通1番地	民事に関する紛争(全般)
新潟司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(全般)	新潟市中央区猪口1丁目1番15号	025-244-5121	新潟市中央区猪口1丁目1番15号	民事に関する紛争(全般)
行政書士ADRセンター・新潟*	民事に関する紛争(全般)	新潟市中央区猪口3丁目4番地	025-248-1018	新潟市中央区猪口3丁目4番地	民事に関する紛争(全般)
富山県司法書士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	富山市長柄3丁目4-1	065-42-4811	富山市長柄3丁目4-1	民事に関する紛争(全般)
富山県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	富山市市通本町1丁目1番16号エバーワール沖通	076-43-9312	富山市市通本町1丁目1番16号エバーワール沖通	民事に関する紛争(全般)
金沢司法書士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	金沢市丸の内1番36号	076-22-0242	金沢市丸の内1番36号	民事に関する紛争(全般)
石川県弁護士会紛争処理センター*	民事に関する紛争(全般)	甲府市中央1丁目8番1号	055-23-7202	甲府市中央1丁目8番1号	民事に関する紛争(全般)
石川県司法書士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	甲府市北口1丁目6番1号	055-253-2900	甲府市北口1丁目6番1号	民事に関する紛争(全般)
長野県司法書士会紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	長野市妻籠33番地	026-23-2104	長野市妻籠33番地	民事に関する紛争(全般)
長野県司法書士会調停センター*	民事に関する紛争(全般)	長野市大字南長野妻籠309番地	026-23-2492	長野市大字南長野妻籠309番地	民事に関する紛争(全般)
長野県行政書士紛争解決センター*	民事に関する紛争(全般)	長野市南御殿町100番3-3	026-224-1300	長野市南御殿町100番3-3	民事に関する紛争(全般)
岐阜県司法書士会紛争解決センター	民事に関する紛争(全般)	岐阜市金華町5丁目10番地	058-246-5168	岐阜市金華町5丁目10番地	民事に関する紛争(全般)
岐阜県弁護士会示談センター	民事に関する紛争(全般)	岐阜市昭和町22番地	058-265-0202	岐阜市昭和町22番地	民事に関する紛争(全般)

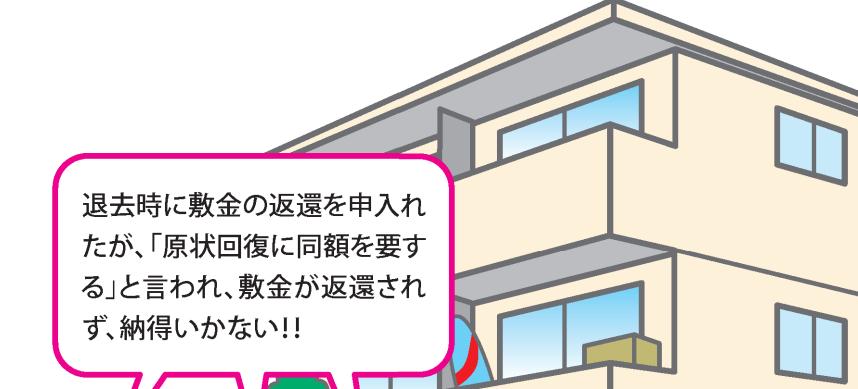
\*:法務大臣の認定を受けたADR機関(法務省HP:日本がんば譲土連合会HP、日本生活センターHPなど)

民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブル/  
でお困りの借主や貸主のみなさまへ

## 民間賃貸住宅分野の 「裁判外紛争解決手続(ADR)」 をご利用ください



退去時に敷金の返還を申入れたが、「原状回復に同額を要する」と言われ、敷金が返されず、納得いかない!!



お問い合わせついでに壁面修繕費用を請求したが、支払ってもらつたのに、なぜか修理費用を請求された



本パンフレットは、民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブルを抱えている借主、貸主のみなさまに裁判以外に紛争を解決する方法として、民間賃貸住宅分野の裁判外紛争解決手続(ADR)を紹介するものです。

国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)

## ►► 民間賃貸住宅の賃貸借をめぐる紛争

民間賃貸住宅の賃貸借をめぐる紛争としては、主に次のようなものがあげられます。



## ►► ADRの特徴

### 専門家のサポートが受けられます



トラブルの内容に応じて、専門的な知識・経験を持つ弁護士、司法書士、行政書士などが解決のサポートをします。



### プライバシーが守られます

ADRでは、解決までの過程及び結論は原則として公開されません。



## ►► ADRによる紛争の解決策

トラブルは解決したいが、裁判までするには大げさな感じがする。  
また、裁判になれば時間や費用もかかってしまいそうなので、そこまでは踏み切れない。



このような場合に、裁判以外の方法でさまざまな民事上のトラブルを解決する方法があります。これが、「裁判外紛争解決手続(=ADR\*)」と呼ばれるものです。ADRが訴訟(裁判)と異なる点は、ADRの場合、紛争の解決に必ず当事者同士の合意が必要であるということです。合意の種類には、『調停・あっせん』と『仲裁』があります。

\* ADR:「Alternative Dispute Resolution」(「裁判に代替する紛争解決手続」)の略称であり、我が国でも、頭文字をとって「ADR(エー・ディー・アール)」と呼ばれています。

### 調停・あっせん

調停・あっせんは、当事者間の自主的な紛争解決のために、調停人、あっせん人が中立的な第三者として仲介し、トラブルの解決についての合意ができるように、話し合いや交渉を進め、利害を調整したりする手続です。ちなみに「調停」と「あっせん」はほぼ同じ意味で使われています。

### 仲裁

仲裁は、当事者同士が紛争について第三者である仲裁人の判断に委ね、その判断に拘束されることを合意した上で(仲裁合意)進められる手続です。

仲裁による判断は、裁判の判断と同じ効力があり、当事者は拒否することができません。

### 相談

よりよい解決方法のアドバイスをADR機関等の専門知識を有する機関が行っている場合があります。まず相談してみましょう。



### 利用にあたっては事前に説明が受けられます

法務大臣により認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行うADR機関\*は、利用者に対し、事前に手続きの内容、進め方、費用等について、説明することが法律で義務付けられています。

ADR機関を利用するか否かは、この説明を聞いた上で、判断することができます。



### 裁判に比較し短期間の交渉で解決できます

裁判と異なり、当事者の合意によって、柔軟かつスピーディーに進めることが可能であり、その分、紛争解決に要する期間が短く、費用も抑えることができます。



\* ADR機関の中でも、法務大臣によりその業務について認証を受けた機関が行う場合には、時効中断効が認められている、調停前置の原則を例外とするなど、ADR手続きの利用促進が図られています。

注)「仲裁」「相談」については、全てのADR機関で実施しているものではありませんので、実施については各機関にお問い合わせください。

## ►► 調停・あっせんの手続きの流れ

ADR機関によって手続きの流れが異なる場合がありますが、一般的な流れは、次のとおりです。

